

平成29年10月31日
山口県報号外第44号
監査公表第7号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

平成 28 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3章 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について</p> <p>(1) やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について</p> <p>利用証交付先は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度利用証交付台帳」で管理されており、有効期限と回収年月も管理されている。その中には有効期限が過ぎても回収されていないもの、有効期限後数か月経ってから回収されているものが確認された。県としてもチラシ等で啓発活動を実施しているが、県民の理解と利用者の利便性を更に高めるため、引き続き制度の周知や有効期限切れの利用証の回収に一層努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(2) 高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について</p> <p>事前に予定価格を提示するかのような誤解を生じる可能性がある打ち合わせは、回避するべきである。また、委託契約の前の業務実施に関する打ち合わせについては、契約前の業務提供であることから適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(3) 基金の運用方針について</p> <p>当該基金の運用は「山口県介護保険財政安定化基金条例」第4条第1項に基づく預金と同条例第5条に基づく繰替運用で実施されているが、同条例第4条第2項の有価証券での運用試算を検討しておらず、結果として従前と同様の運用となる場合でも、有価証券での運用試算を検討するべきである。</p> <p>また、平成26年度末基金残高は2,633,937千円であるが、平成27年4月1日(平成27年度)にそのうちの貸付金を除く2,492,782千円を一般会計の歳計現金として繰替運用に回されている。この点からも基金の運用が安易に預金及び繰替運用に限定されているかのように見られかねず、運用方針の見直しを検証するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>平成29年3月に有効期限を経過した利用者に対し、督促文書を発出するとともに、市役所等の利用証交付窓口に対し、利用証交付時に、有効期限経過後の利用証返却手続について十分説明するよう、通知文書により徹底することとした。</p> <p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>当該業務は平成27年度の単年度実施であるが、指摘の趣旨を踏まえ、他の契約事務において、事前に予定価格を提示するかのような誤解を生じる可能性がある契約前の打ち合わせは行わないよう直ちに職員に周知徹底した。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>平成29年度は、預金及び繰替運用に加え、有価証券による運用についても検討を行い、基金の運用方法を決定した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

(4) 事業の有効性等の検証等について

委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。

また、当該事業により地域に眠る観光資源を再発見し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当該事業により、地域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

【意見】

(5) 効果的な広報活動について

社会貢献度を何らかの形で見えるようにすれば、既存の会員の自信や満足度も高まり、また、新規会員の獲得につながると考える。「シルバー人材センターの事業運営状況」はとても分かりやすく作成されており、また、他のデータ等についても現状は十分把握されている。今後、これらのデータ等をより詳細に分析することにより、効果的な広報活動を実践することが必要である。

【意見】

(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)

専門的かつ特殊な業務を受託可能な県内地域づくり団体や高等教育機関の開拓を図るとともに、競争入札等の実施に向けて、準備を進める。

なお、事業の有効性については、情報交換会の開催等により検証を行う。

改善途中

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

意見を踏まえ、平成29年5月からハローワークやシルバー会員を派遣している企業等にシルバー人材センターのPRチラシ、ポスターを配布し、PRに努めている。また、10月のホームページのリニューアルにあわせて、活動状況や高齢者の安心・安全にボランティア活動等の社会貢献について、より分かりやすい内容に更新し、広く情報発信した。

措置済み

第2 監査の結果及び意見の個別的事項

【1】長寿社会課

1 「ねんりんピックおいでませ！山口2015」開催事業

(3) 指摘事項及び意見

① 契約方法について

ねんりんピックおいでませ！山口ファッションショー実施業務については、随意契約にて委託契約がなされているが、適切な競争原理が働いていないのではないかと疑念を生じさせる可能性がある。当業務においては、計画業務当初からプロポーザル方式により受注者を決定することが妥当と考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

本事業は平成27年度にすでに終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、計画業務からプロポーザル方式により業者を選定するよう徹底を図った。

措置済み

② 契約及び仕様書記載事項の遵守について

ねんりんピックおいでませ！山口2015大会報告書等制作業務委託契約書の第5条において、「乙は、委託業務に関して、甲と連絡業務を行う業務遂行上の責任者を定め甲に書面で通知するものとする。」となっている。しかし、当委託業においては打ち合わせの際に入手した名刺により本条項の通知として取り扱っていた。県は受託者から責任者を明示的に定めた書面を提出させるべきである。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

本事業は平成27年度にすでに終了しているが、業務委託契約の際には、契約書に記載された必要な書類は、必ず提出させるよう徹底を図った。

措置済み

③ 要綱記載の遵守について

各市町からの補助金変更承認申請書は、ねりんピック終了後に提出されており、補助金交付要綱記載の「あらかじめ提出」が遵守されていない。各市町の実行委員会で大会期間中の業務量が多く、計画変更の見通しも困難な状況であったことなどにより、事前に変更申請書を提出できない状況にあったことは理解できる。遵守可能な一定の弾力性のある条項に変更すべきである。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

本事業は平成 27 年度にすでに終了しているが、今後同様の補助事業を実施する際には、遵守可能な補助金交付要綱を策定することとする。

措置済み

3 いきいき高齢者地域活動支援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 老人クラブの意義について

現在、老人クラブでは、活躍の場として地域包括ケアシステムの枠組みに入り、地域密着の生活支援や介護予防を他のボランティア団体等と協力して行うという取組も検討している。このため、会員拡大は重要な課題であるといえる。

老人クラブ活動に関心のない高齢者をいかに振り向かせるか、多様なライフスタイルが当たり前となった現代において、高齢者が参加してみたいと思えるように活動の幅を広げるなどの工夫が必要である。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

平成 29 年度山口県老人クラブ連合会事業計画において、1 万人会員増強運動の更なる推進や魅力ある老人クラブ活動の創出に取り組むこととしており、県としても老人クラブ助成事業等により、引き続き支援することとしている。

措置済み

② 在宅福祉事業費補助金交付要綱について

当該補助金交付要綱では、用語の定義として老人クラブ(単位老人クラブ)をおおむね 30 人以上で組織されるものとしている。一方で、県内の上関町や阿武町においては 30 人を下回る老人クラブも補助の対象としており、要綱上の定義と整合しないように見受けられる。

この点については、要綱との整合性から、今後の課題になってくると思われる。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

補助対象となる老人クラブの人数について、補助金交付要綱上の規定と整合性が図られるよう、平成 29 年度に要綱改正を行う。

改善途中

4 地域包括ケアシステム構築推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① 生活援助等人材育成研修事業(介護予防総合推進事業の細事業)について

当初、参加人数は 200 人程度を予定していた。しかしながら、年度途中での補正予算による事業ということもあり、研修の企画・開催の準備期間が少なく、限られた期間での研修の周知ということもあり、参加人数は 118 人とどまった。上記の理由はあるにせよ、周知方法に問題はなかったかという観点から検証が必要である。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

参加者が少なかったため、平成 28 年 1 月 28 日の研修後に、周知の手段、対象、時期等について、課内で協議を通じ検証を行ったところであり、今後同様の事業を実施する際には、できるだけ多くの方が参加できるよう、ホームページ等で周知を図ることとしている。

措置済み

<p>5 認知症高齢者総合支援推進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 認知症関連指標について</p> <p>平成 29 年度目標値の達成に向けて、計画的に養成、設置が進められている。しかしながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数は、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標に基づき、全国的に同一の指標を使用しているが、平成 29 年度目標の達成が難しい状況であることから、次期計画における目標設定については再検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>目標設定については、平成 29 年度の次期高齢者プランの策定時に検討を行うこととしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>7 介護保険財政安定化基金繰出金</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 基金の運用方針について</p> <p>当該基金の運用は「山口県介護保険財政安定化基金条例」第 4 条第 1 項に基づく預金と同条例第 5 条に基づく繰替運用で実施されているが、同条例第 4 条第 2 項の有価証券での運用試算を検討しておらず、結果として従前と同様の運用となる場合でも、有価証券での運用試算を検討するべきである。</p> <p>また、平成 26 年度末基金残高は 2,633,937 千円であるが、平成 27 年 4 月 1 日（平成 27 年度）にそのうちの貸付金を除く 2,492,782 千円を一般会計の歳計現金として繰替運用に回されている。この点からも基金の運用が安易に預金及び繰替運用に限定されているかのように見られかねず、運用方針の見直しを検証するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>平成 29 年度は、預金及び繰替運用に加え、有価証券による運用についても検討を行い、基金の運用方法を決定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>8 介護保険利用者負担軽減対策事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 介護保険事業費補助金の交付申請書について</p> <p>国の交付要綱上では補助対象経費より補助申請額は小さくなるが、市町の補助金交付申請書において、補助対象経費より補助申請額を大きく記載して申請したものがあり、申請額に基づき交付決定が行われていた。ただ、実績報告では正しい補助申請額を記載していたため、結果的には正しく精算されたが、県は、申請書審査において、補助対象経費と補助申請額については、適切に確認をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>平成 28 年度の補助金交付決定においては、補助対象経費と補助申請額について確認し、適切に処理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>12 介護施設等整備促進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 実績報告書の提出遅延について</p> <p>監査時において平成 28 年 6 月 4 日に完了している事業があったことから、当該事業 1 件について手続きが適切に実施されているかを監査した。交付要綱では完了後 20 日以内に報告をしなければならないとされているが、8 月 5 日に報告書が提出されていた。当該補助事業は 10 件採択されており、残り 9 件は今後完了する予定ではあるが、交付要綱通りに手続きがなされるよう、県は指導をされたい。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>市町に対し、平成 29 年 3 月 22 日付け通知文書により指導を行った。</p>	<p>措置済み</p>

1.3 介護人材研修支援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 働きやすい介護職場づくり支援事業について

県は日給単価の上限金額を職種に関わらず 9,137 円と定めているが、職種によって日給の平均単価は異なっていることから、職種によって上限金額を設定することを検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

日給単価の上限金額は、介護職を基本として設定しているが、他職種についても設定を検討する。

改善途中

② 介護職員初任者研修支援事業について

助成人数が当初見込よりも少なかった要因として、周知が十分でなかったことが一つの要因として考えられる。新規の事業については、十分に周知の徹底を図ることが必要である。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

平成 28 年度は、関係機関への文書通知やホームページ等の広報媒体などにより、周知の徹底を図った。

措置済み

1.5 軽費老人ホーム運営費補助

(3) 指摘事項及び意見

① 補助金にて取得した資産の管理について

山口県補助金等交付規則第 18 条によると、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない」となっているが、県は各施設が補助金にて購入した資産の取得年月日等を把握していない。補助金にて購入した資産について県は把握し、規則第 18 条に該当していないことを確認する手続きが必要である。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

対象経費で資産の購入をする場合は、補助金交付申請書等に購入資産に係る調書を添付するよう通知文書により周知徹底を図るとともに、提出された調書については県で管理の上、財産処分時に確認を行うこととしている。

改善途中

② 補助対象経費のうち積立預金支出の妥当性の検討について

補助金の額に影響する積立預金の額が適正であることを確認するために、弾力運用の要件である使用計画等、積立金額の金額及び使途が妥当であることを証する書類をもって補助金を決定すべきである。また、弾力運用通知において作成が求められている使用計画に従った支出になっていることの確認も合わせて実施する必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

対象経費に積立金が含まれる場合は、補助金交付申請書等に使用計画等を添付するよう通知文書により周知徹底を図るとともに、補助金の審査において支出内容を確認することとしている。

改善途中

③ 補助対象経費のうち固定資産支出の妥当性の検討について

固定資産取得支出について当補助金の補助対象経費となっているが、別表(第 3 条 2 項関係)の注 7 において、「補助金の対象は器具及び備品の購入に限る」となっている。しかしながら、補助金交付内訳書において、補助金算定上の事務費対象経費の中に「建物取得」となっているものや物件名から建物支出に該当するのではないかと推察される項目があった。補助金の算定に影響する事務費対象経費かどうかを明確にし、必要に応じて追加的な資料の提出を求めるべきである。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

対象経費で資産の購入をする場合は、補助金交付申請書等に購入資産に係る調書を添付するよう通知文書により周知徹底を図ることとしている。

改善途中

16 介護実習普及センター運営事業

(3) 指摘事項及び意見

① 最新の日程表をホームページに掲載することについて

介護技術専門講座については、往査日現在（平成 28 年 9 月 1 日）において平成 26 年度の日程表が掲載されていた。日程表は講座の日時・会場・研修内容が記載されているものであり、県民が当該講座への参加について検討できるように、委託業者は最新の日程表をホームページに掲載すべきである。特に、当該講座は参加人数が減少傾向にあるため PR が必要であり、また県としても委託業者が運営しているホームページを確認することが必要である。

【意見】

（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）
指摘後直ちに最新の日程表をホームページに掲載するとともに、県においても確認を行った。

措置済み

20 介護サービス事業者指導支援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 成果報告書の確認について

業務完了報告書は、単に契約に定める業務を完了したことを報告する旨が一文記載されているのみであり、『成果』等の具体的内容は記載がないものとなっている。本契約は第 5 条で成果報告書の提出を求めているが、受任者から第三者へ再委託されており、詳細な報告書は再委託者（受任者）の許にあるとのことである。しかし委託者（県）としても委託金額に見合った業務が行われているか否かを確認する必要はあり、詳細な成果報告書を提出させることが望ましい。

【意見】

（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）
業務完了報告について、具体的な業務内容を記載した実績報告書を平成 29 年 3 月 31 日付けで提出させた。

措置済み

21 介護保険制度推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① 介護保険情報総合サイト「かいごへるぷやまぐち」の更新委託業務に関して

業務完了報告書上では、定例の機器保守、ソフト保守の内容が記載されておらず、定例外の作業日のみの記載となっている。このため、どの程度の時間を費やす作業なのかかわからず、実績と対比して委託額が妥当なものかどうかの判断ができないため、内容が確認できる具体的な成果報告書を提出させることが望ましい。

【意見】

（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）
業務完了報告について、定例及び定例外業務の具体的な内容を記載した実績報告書を平成 29 年 3 月 31 日付けで提出させた。

措置済み

25 財政的援助団体名：一般財団法人山口県老人クラブ連合会

(5) 指摘事項及び意見

① 平成 27 年度法人全体での赤字決算について

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて会員を 1 万人増強しようという運動を展開しているものの、会員数は減少傾向が続いている。このような状況を踏まえ、会員拡大への取組や収益に見合った事業規模への見直しなどを検討することが法人の安定的な運営の観点から望ましい。

【意見】

（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）
平成 29 年度事業において、会員増強対策の推進や事業の見直し等を行い、安定的な法人運営を行うこととしている。

改善途中

② 正味財産増減計算書内訳表における費目の計上区分について

ア 受取会費

受取会費については、全額が法人運営事業欄に計上されている。しかし、実際には継続事業及びその他の事業運営費の財源として会費収益が充てられていることを考慮すると、実態に合わせて適切な事業区分欄に按分計上すべきであると考え。それにより、事業区分ごとに発生した費用と財源である収益とが対応する正味財産増減計算書の事業別内訳表としての明瞭性が担保されることとなる。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

受取会費については、平成 28 年度の決算から、充当された事業ごとに適切に区分して按分計上した。

措置済み

イ 事業運営費補助金

事業運営費補助金については、継続事業の共通部門及び、その他の事業の共通部門に計上されている。ここで、共通部門とは「明記された事業(当法人では育成事業・村おこし町おこし運動推進事業)に当てはまらないもの」という意味であるが、一般財団法人山口県老人クラブ連合会事業費補助金交付要綱によると、当該補助金は、老人クラブの普及と育成に関する事業の促進を図ることを目的に交付されるものであることから、共通部門ではなく、それぞれ費用に見合った適切な区分に計上すべきであると考え。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

事業運営費補助金については、平成 28 年度の決算から、充当された事業ごとに適切に区分して按分計上した。

措置済み

ウ 基本財産運用益

基本財産運用益(基本財産受取利息)については、継続事業の共通部門及びその他の事業の共通部門に計上されている。しかしこれはシルバー基金の運用益であり、「一般財団法人山口県老人クラブ連合会シルバー基金設置規程」により、定款第 4 条に規定する事業に要する経費の財源に充てるとされ、「平成 27 年度公益目的支出計画実施状況報告書」に、その旨が記載されていることから、共通部門ではなく、それぞれ費用に見合った適切な事業区分に計上すべきであると考え。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

基本財産運用益については、平成 28 年度の決算から、充当された事業ごとに適切に区分して按分計上した。

措置済み

③ 経理規程の改訂について

現行の経理規程は財団法人山口県老人クラブ連合会経理規程として運用されており、一般財団法人移行後の経理規程として整備運用されていない。一般財団法人化に伴い、経理規程内の文言等も改訂するため、早急に規程を改訂する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

平成 29 年 3 月 17 日の理事会において、経理規程の改訂を行った。

措置済み

【2】厚政課

1 共生のまちづくり推進事業

(3) 指摘事項及び意見

③ やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度交付証の回収について

利用証交付先は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度利用証交付台帳」で管理されており、有効期限

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成 29 年 3 月に有効期限を超過した利用者に対し、督促文書を出すとともに

措置済み

と回収年月も管理されている。その中には有効期限が過ぎて回収されていないもの、有効期限後数か月経ってから回収されているものが確認された。県としてもチラシ等で啓発活動を実施しているが、県民の理解と利用者の利便性を更に高めるため、引き続き制度の周知や有効期限切れの利用証の回収に一層努める必要がある。

【意見】

2 福祉人材センター運営事業

(3) 指摘事項及び意見

④ 「福祉の仕事」就職フェア参加事業所・施設アンケート及び参加者アンケートの活用について

平成 27 年 8 月 8 日に、「福祉のしごと就職フェア」を開催した。参加事業所・施設側からの意見では、「もっと導線を考えたテーブル配置の方が求職者が動きやすいのでは？」等である。また求職者側からの意見では、「1つのブースに1人という形だったので、相談しやすかったが、逆に待ち時間も長かったため、待つ場所をそのブースの近くに設けていただきたい」等であった。

福祉関係の有効求職者数は有効求人数を遥かに下回っており、こうした意見は、就職フェアの実施方法の改善に当たって非常に参考になるため、次回の就職フェアに生かしていく必要がある。

【意見】

⑤ 事業報告書の記載内容について

社会福祉法人山口県社会福祉協議会から、「平成 27 年度山口県福祉人材センター運営事業報告書」（平成 28 年 3 月 31 日）が提出されているが、「6.その他社会福祉事業従事者の確保に資する事業実施状況」については、その記載内容が「求職者に対して、個々に適すると思われる資格取得や研修の情報を紹介した」との記載しかない。具体的にどのような求職者に対してどのような資格や研修を紹介した等を記載しないとノウハウ等の蓄積にならず、また、所管課に対しても説明責任を果たしたことになるため、より詳細に記述すべきである。

【意見】

3 社会福祉法人地域サービス活性化事業

(3) 指摘事項及び意見

① 福祉サービス第三者評価について

第三者評価が義務づけられている施設のみならず、県は受審が任意の施設についても第三者評価の意義・目的・必要性等をより一層周知し、受審するよう促すことは結果として県民に対しても有用である。そのことにより、山口県の福祉サービスの質の向上に繋げてもらいたい。

【意見】

に、市役所等の利用証交付窓口に対し、利用証交付時に、有効期限経過後の利用証返却手続について十分説明するよう、通知文書により徹底することとした。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

以前からアンケート結果をもとに改善点等を検討しているところだが、今回得られた意見等については、指摘後速やかに文書化し、次回の就職フェアの実施に生かすこととした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

事業報告書について、実施内容をより詳細に記述するよう、平成 29 年 3 月 23 日付通知文書により、委託先を指導した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

以前から、制度の周知等に取り組んでいるところだが、指摘の趣旨を踏まえ、福祉サービスの質の向上を図るため、リーフレットの配布、会議やHP等の広報媒体を通じ、より一層、制度の周知や第三者評価の受審促進を図ることとした。

措置済み

4 介護人材確保総合対策事業

(3) 指摘事項及び意見

① 委託事業における貸付に関する収入印紙の扱いについて

2名の新規貸付における申請書類の中に含まれている保証書に貼付されている収入印紙に、2名とも消印が無かった。印紙の納付は消印をもって完了すること、未消印の場合には過怠税が徴収されることから、県として書類確認時に指導を徹底するべきである。また、現時点で消印漏れとなっている書類については、然るべき処置を早急に講ずる必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成28年9月2日に該当書類について消印作業を行った。

また、書類の確認作業を徹底するなど、適正な事務処理の徹底について、指導した。

措置済み

5 財政的援助団体名：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

(5) 指摘事項及び意見

① 従事状況報告書の定期的な届出について

5年間引き続き当該施設等に従事していることを確認するものとして従事状況報告書を毎年4月に届け出るよう求めている。No.67については、平成27年4月の就職以降、平成28年4月に従事状況報告書を提出する必要があるが、平成28年11月2日現在では未提出である。返還猶予要件に関する重要な確認事項であるにも関わらず、社会福祉協議会としてその確認を失念しているため、早急に当該確認書類の提出をNo67に求め、以降確認漏れが無いようにチェック体制を整備・運用する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

本人に当該書類の提出を求め、平成28年12月12日に書類を受領した。

また、報告書等の必要書類の提出状況を担当・副担当で確認するなど、適正な事務処理の徹底について、指導した。

措置済み

③ 延滞債務者に関する債権回収に外部の法律専門家の利用について

山口県社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が策定した「債権管理マニュアル」等を活用し、電話連絡や訪問、催告書の送付といった方法により債権管理を行っている。

一方で、延滞債務者からの回収を安易に長引かせることも資金財源の効率性を悪化させることになるため対応措置が必要である。上記のような現状の対応に限界があり、実利を伴わない形骸化した対応であれば逆に回収コストのみ生じることとなる。コストパフォーマンスを考慮することにはなるが、外部の法律専門家(弁護士等)の利用を検討することも考慮の余地があると思われる。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

外部の法律専門家の利用について、利用に伴い発生する負担や回収可能額等のコストパフォーマンス等を検討するよう指導した。

改善途中

(7) 指摘事項及び意見

① 社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助事業

ア 交付申請書の提出について

「社会福祉法人山口県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」第3条第2項では交付申請書の期日について「補助金の交付を受けようとする年度の4月30日とする」としている。平成27年度の交付申請書の日付は4月28日となっているが、交付申請書についての決裁書では起案5月11日、決裁5月11日となっており、実際には5月に提出されたとのことで

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

山口県社会福祉協議会に対し、交付要綱に基づき、適正な事務処理を行うよう、平成29年3月23日付通知文書により指導した。

措置済み

ある。今後は交付要綱に記載された期日までに提出するように留意する必要がある。

【指摘】

イ 決裁書の決裁日付の記載について

決裁書に決済日の日付の記載がないものがあつた。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから記載をする必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

記載が漏れていた書類について、指摘後速やかに決裁日を記入した。

また、山口県社会福祉協議会に対し、事務処理を適正に実施するよう、平成 29 年 3 月 23 日付通知文書により指導した。

措置済み

② 生活福祉資金貸付事業費

ア 貸付金償還免除の状況について

県社会福祉協議会においては、死亡等により回収の見込みがないものについては、国の規定に基づき債権免除を実施するとともに、平成 24 年から償還指導員を 2 名配置し、債権管理に努めており、引き続き、融資後の回収促進等を図る必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

山口県社会福祉協議会に対し、引き続き、適正な債権管理を実施するよう、平成 29 年 3 月 23 日付通知文書により指導した。

措置済み

【3】健康増進課

1 健康やまぐち総合推進事業

(3) 指摘事項及び意見

② 特定健診受診率に関する目標設定について

県は他県を参考に、健康づくりを支える社会環境の整備の一環として、健診受診などの健康行動を促進する「健康マイレージ事業」を平成 27 年度に開始した。

県内 19 市町中、平成 27 年度は 8 市町、平成 28 年度では 10 市町が参加している。特定健診は健康寿命を延ばすための一つの手段であり、受診率を上げることが最終目的ではない。しかし、一つの手段である以上、受診率が向上するよう、今後も対策を講じる必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部健康増進課)

平成 29 年度から、保険者と協働して「やまぐち健康経営企業認定制度」を創設し、その認定基準に、従業員の健康診断受診率や従業員とその家族を含めた受診勧奨の実施などを設定している。これにより、企業による組織的な受診勧奨等の取組の促進を図ることとした。

措置済み

【6】医務保険課

1 後期高齢者医療対策費

(3) 指摘事項及び意見

① 交付要綱の未作成について

県は、国の後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱を、県の要綱として利用している。しかしながら、国と地方公共団体での高齢者の医療の確保に関する法律における負担率の差異の違いや参照条文の違い等があることから、国の要綱をそのまま利用することは妥当ではない。国の要綱に準じて、参照条文や負担割合を地方公共団体に合わせた要綱を作成するべきである。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部医務保険課)

県負担分に係る交付要綱を平成 29 年 5 月に作成した。

措置済み

② 後期高齢者医療対策費の増加傾向について

平成 29 年度の目標値は、特定健康診査の実施率が 70%、特定保健指導の実施率が 45%であることから目標達成に向けては難しい状況となっている。県としては、実施率を高めるために、保健事業の人材の育成、

(主務課・室 健康福祉部医務保険課)

平成 29 年度中に第三期山口県医療費適正化計画の策定を予定しており、その中で、保険者及び被保険者への働きかけの強化について検討し、実施していく。

改善途中

保険者協議会への支援、一般的な県民向けの健康増進対策の推進、といった施策を実施している。しかしながら、平成 29 年度の目標値の達成が難しい状況であることから、より一層保険者及び被保険者への働きかけを行う必要がある。

【意見】

3 後期高齢者医療高額医療費共同事業

(3) 指摘事項及び意見

① 交付要綱の作成について

県は、県負担分について交付要綱を作成していない。国庫負担分の「後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱」に準じて事務処理を行っているとのことであるが、国庫負担分(93条第2項)と県負担分(96条第2項)とは根拠となる条文が異なるため、県負担分について交付要綱を作成する必要がある。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療保険課)
県負担分に係る交付要綱を平成 29 年 5 月に作成した。

措置済み

【7】中山間地域づくり推進課

2 中山間地域元気創出応援事業

(3) 指摘事項及び意見

① 当事業の有効性等の検証等について

委託事業を実施するためには、地域課題の解決支援や地域づくり人材の確保等の業務に精通している事業者であることが求められるため、結果として「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」に委託することになるかもしれないが、事業の有効性を高めるためには、そのような事業者の発掘と併せ、競争入札を実施する必要がある。

また、当該事業により地域に眠る観光資源を再発見し都市部との交流が盛んになるなどの成果が認められるものも多い。しかし、本来的な活性化はモニタリングしなければ成果を判断できないものも多い。県は当該事業により、地域課題が解決されたのか、地域資源の活用が有効に実施されているのか否かを検証する必要がある。

【意見】

(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)

専門的かつ特殊な業務を受託可能な県内地域づくり団体や高等教育機関の開拓を図るとともに、競争入札等の実施に向けて、準備を進める。

なお、事業の有効性については、情報交換会の開催等により検証を行う。

改善途中

3 中山間ビジネスづくり推進事業

(3) 指摘事項及び意見

① 地域が企画・立案するコミュニティ・ビジネスのビジネスコンテストについて

当年度は県単独でコンテストを実施したが、その募集については、記者配布を行い、県ホームページにも掲載するとともに、中山間地域のない和木町を除く 18 市町等に対し事前に個別説明を行い、応募協力依頼を行った。しかしながら、応募件数は僅か 4 件であり、また、実績として創業・事業化されたものはなかった。応募件数が少なかったこと、今後の創業・事業化を推進するため、事業実施について改善すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)

平成 28 年度から民間金融機関が実施するビジネスコンテストと共催することにより、募集・研修・顕彰を一本化し、事業実施について改善を図った。

措置済み

<p>4 体験型教育旅行受入拡大推進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 体験型教育旅行の受入状況について</p> <p>受入地域協議会は、現在9地域となっているが、「阿武地域グリーン・ツーリズム推進協議会」が休止状態となっており、パンフレットの受入地域からも外れている。他の受入地域との連携を図るなど、今後の活動を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)</p> <p>全受入地域協議会、関係市町等で構成する山口県体験型教育旅行推進協議会において、体験型教育旅行の受入れに当たっての連携や体制強化について協議し、連携受入に係るルールづくりを行い、周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【8】県民生活課</p> <p>2 高齢消費者被害防止対策強化事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 警告メッセージ付き通話録音装置の普及促進事業の有効性について</p> <p>警告メッセージ付き通話録音装置については、使用后アンケート結果によると肯定的な意見が多数を占めており、被害防止に有効的な手段と考えられる。県として当機器の利用促進をより一層促す事業を実施することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>平成28年度においては、高齢者のみならず、その家族や地域住民など高齢者を見守る関係者を対象とした事業を実施するなど、より一層の利用促進を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>② 通話録音装置普及 PV (プロモーションビデオ) の作成・普及について</p> <p>県のホームページのPVを閲覧することによって、高齢者の孫世代等の通話録音装置の認知度が向上するという可能性も十分に考えられる。通話録音装置の認知度向上のために、インターネット上で公開されているPVも効果的に利用することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>平成28年度の啓発活動から、県のホームページでPV(プロモーションビデオ)を公開していることについても周知し、効果的な利用を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>③ 高齢消費者見守りサポーター研修実施業務について</p> <p>事前に予定価格を提示するかのような誤解を生じる可能性がある打ち合わせは、回避するべきである。また、委託契約の前の業務実施に関する打ち合わせについては、契約前の業務提供であることから適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>当該業務は平成27年度の単年度実施であるが、指摘の趣旨を踏まえ、他の契約事務において、事前に予定価格を提示するかのような誤解を生じる可能性がある契約前の打ち合わせは行わないよう直ちに職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 交通事故抑止対策推進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>④ 決裁年月日の記入漏れについて</p> <p>運営費補助金の交付決定や、経費支出(物品購入)伺い等について、決裁年月日が記入漏れである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>指摘後直ちに改善し、今後、記入漏れのないよう職員に周知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【9】労働政策課</p> <p>1 いきいきシルバー世代就業支援事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>④ 決裁日の記載漏れについて</p> <p>件名「平成27年度山口県高齢者就業機会確保事業費補助金の交付決定について」において、決裁日が記載漏れである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部労働政策課)</p> <p>指摘後直ちに決裁日を記入するとともに、今後、記入漏れのないよう職員に回覧で周知した。</p>	<p>措置済み</p>

2 財政的援助団体名：公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会

(5) 指摘事項及び意見

② 効果的な広報活動について

社会貢献度を何らかの形で見えるようにすれば、既存の会員の自信や満足度も高まり、また、新規会員の獲得につながると考える。「シルバー人材センターの事業運営状況」はとても分かりやすく作成されており、また、他のデータ等についても現状は十分把握されている。今後、これらのデータ等をより詳細に分析することにより、効果的な広報活動を実践することが必要である。

【意見】

(主務課・室 商工労働部労働政策課)
意見を踏まえ、平成29年5月からハローワークやシルバー会員を派遣している企業等にシルバー人材センターのPRチラシ、ポスターを配布し、PRに努めている。また、10月のホームページのリニューアルにあわせて、活動状況や高齢者の安心・安全にボランティア活動等の社会貢献について、より分かりやすい内容に更新し、広く情報発信した。

措置済み

【10】交通政策課

1 バス活性化対策事業

(3) 指摘事項及び意見

① ノンステップバス導入状況について

導入率の目標値については、「第五次やまぐち高齢者プラン」では、平成29年度55.0%となっている。対象車両台数の集計方法の変更に伴い、ノンステップバスの導入率の目標値については、変更が必要である。

【意見】

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)

今後、プラン改訂の中で、新たな目標値に変更することとしている。

改善途中

② 補助金の予算消化率について

補助金の予算要求については、山口県内のバス事業者7社からバスの更新計画についてヒアリング等を実施し、予算額を決定している。また、本事業の補助対象車両は新規車両のみとなっている。上記①ノンステップバスの導入状況では、車両台数は増えているにもかかわらず、中古車両での導入もあるため、補助金の消化率は低調である。しかしながら、バス事業者からは実態に見合ったヒアリングの聴取を行うなど予算額を算定すべきである。

【意見】

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)

今後は、予算編成時にバス事業者への要望調査のみならず、導入計画に係るヒアリングを行うこととしている。

改善途中

【11】農林水産政策課

1 農山漁村女性活動促進対策事業

(3) 指摘事項及び意見

① 次世代へ伝えたい知恵・技の収集・伝承事業業務委託について

本事業費からは、『「むら・人・暮らし」の聞き書き集～知恵や技で繋ぐ、地域や仲間の絆と「生活改善」～』という冊子の発刊のための予算が計上されている。担当者へのヒアリングでは、「市町から追加部数の要望が多くあるが、発行部数がわずか300部のため、追加配布は出来ていないのが現状である」とのことである。しかしながら、事前に配布要望先、必要部数、冊子の活用方法等をしっかりと把握・集計することが必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)

配布先の把握に努めるとともに、限られた予算の中で効率的に作成するため、仕様内容を一部変更し、1冊あたりの作成単価を見直すことで、より多くの冊子作成・配布ができるよう改めた。

措置済み

<p>【12】農業振興課</p> <p>1 新規農業就業者定着促進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 高齢者の就農状況について</p> <p>農業大学校における作目基礎研修を終えて、受講者のその後を県（農大）としてもウォッチしていくべきと考える。受講の結果、就農を果たした方がどの程度いるか、また次世代の就農希望者へどのように体験を伝えていけるか、という制度まで設計されると循環型の就農メカニズムが生まれる（研修受講→就農・ビジネス化→経験の伝達→受講者増加）。このメカニズムにより退職したが地域貢献したいという高齢者が就農にやりがいを見出し、生業として第2の人生を充実させることができ、かつ若手の新規就農者への人的支援も可能となると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>作目基礎研修受講者に対し、受講から約1年経過後の就農状況について、調査を実施することとした。</p> <p>また、就農した者が、農業大学校でのイベント等において、農産物の販売等を通じ、次世代の就農希望者との交流が出来る場を設けることにより、研修での経験等を伝えていくこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【13】道路建設課</p> <p>1 交通安全施設整備事業（道路建設課所管分）</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 決裁日付の記載について</p> <p>抽出した工事請負契約の関連資料を閲覧した結果、決裁書類に決裁日付の記載がないものが見受けられた。決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、記載をする必要がある。（下関土木建築事務所、周南土木建築事務所、宇部土木建築事務所）</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部道路建設課)</p> <p>監査終了後、直ちに所内会議において職員に周知を図り、平成28年11月以降、決裁日を必ず記入することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【17】交通企画課</p> <p>1 シニア安全安心マイタウン事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>① 研修内容の有効性確保について</p> <p>参加者の客観的意見の徴収、交通安全研修に対するニーズの把握をすることで、研修内容について検討を行い、研修効果がより高くなる可能性があると考えられる。交通安全の確保、という面では研修参加者の興味及ぶ部分のみを研修対象とすることは妥当ではないと考えられる。しかし、少なくとも年に数回はアンケートを徴収して、より一層研修の効果を高めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 警察本部交通企画課)</p> <p>参加者の理解度やニーズを把握するためにも、定期的に年数回アンケートを実施することとし、平成29年7月14日にアンケートを実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>② 事業の有効性について</p> <p>高齢者の交通事故減少という事業の有効性を高めるため、高齢者のみならず、高齢者の家族や近い将来高齢者になることが見込まれる方に対する研修等をより一層積極的に実施することや、現在実施している高齢者対象の研修に親族と一緒に参加できるプログラムを加える等の検討を加えることで、高齢者の交通事故に対する啓発を本人のみならず親族等に行うことで、より事業の効果が高まるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 警察本部交通企画課)</p> <p>平成29年7月にホームページにおいて、交通安全定期診断に関する記事を掲載し、記事上において「ご家族の方も同乗できます」と高齢者家族の参加勧奨を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(3) 知事部局の出先機関再編と未利用・低利用財産</p> <p>ウ 個別事項</p> <p>(ア) 岩国健康福祉センター食肉検査課 (旧玖珂支所)</p> <p>a 未利用部分の有効活用</p> <p>岩国健康福祉センター玖珂支所の廃止に伴う職員数の減少により、建物2階部分は会議室として利用しているとのことであるが、未利用状態に近いと思われる。</p> <p>今後は各種講習会の会場として、又、BSE (牛海綿状脳症) 対応などの緊急会議室として利用したいとのことであるが、現状では2階部分の有効利用には限界がある。</p> <p>一般への行政財産の使用許可については、部外者の立ち入りが法的に制約されるため、困難であることは理解できるが、現状のまま放置せず、構造的に2階入口を専用にする等により、建物2階部分の有効利用を検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>平成 29 年度当初予算において耐震工事を実施するとともに、隣接する岩国土木玖珂分室と統合するための工事を実施している。</p> <p>平成 29 年 10 月頃着工し、平成 30 年 5 月に統合を完了する予定である。</p>	措置済み
<p>b 岩国土木建築事務所 (玖珂分室) との統合可能性</p> <p>岩国健福食肉検査課 (玖珂分室) 及び岩国土木建築事務所 (玖珂分室) は隣接しており、一体とした有効利用を検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>平成 29 年度当初予算において耐震工事を実施するとともに、隣接する岩国土木玖珂分室と統合するための工事を実施している。</p> <p>平成 29 年 10 月頃着工し、平成 30 年 5 月に統合を完了する予定である。</p>	措置済み
<p>(イ) 岩国土木建築事務所・玖珂分室 (旧玖珂土木建築事務所)</p> <p>職員数が大幅に減少しており、旧玖珂土木事務所庁舎 (土地を含む) 全体で見れば、かなりの低利用・未利用部分が生じているものと思われる。</p> <p>当分室は、岩国健康福祉センター食肉検査課と隣接しており、一体とした有効利用を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部監理課)</p> <p>平成 29 年度当初予算で岩国健康福祉センター食肉検査課庁舎へ移転に係る工事費が予算措置され、平成 30 年上半期を目途に完了する見込みとなっている。</p> <p>既存施設については解体の上、岩国市へ借用地の返還及び県有地の売却を予定している。</p>	措置済み

<p>(4) 本庁舎及びその周辺の未利用財産 イ 個別事項 (オ) 議会棟6階(特別委員会室) 特別委員会室については、議会という性質上、使用頻度に関らず、必要性については理解できる。 従って、特別委員会室の必要性は認めるが、費用対効果の面からも県民に十分説明できるよう利用率の一層の向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 議会事務局総務課) 執行部に対し、平成 21 年度の指摘以降、副課長会議にて当該委員会室の会議室としての使用が可能であることを周知するとともに、平成 25 年度からは、県グループウェアの設備予約へ当該委員会室を掲載し、開催日が流動的な場合の仮予約を認めるなど、弾力的な運用に努めた結果、平成 28 年度の利用回数は前年に比べ倍増し、稼働率も約 50%と大幅に向上した。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(4) 中小企業振興目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）</p> <p>(ウ) 延滞債権区分の貸付先（9組合）</p> <p> a 貸付先AA（延滞債権）</p> <p> (b) 今後の対応策</p> <p> ① 客観的調査</p> <p> 回収に長期間かかる現状を打開するため、少額償還の解消の見通しがないか検討する必要がある。現状は、毎年の変更契約を繰り返しているが、事実上不定期分納がされており、その裏付けとなる客観的調査をする必要がある。償還額の大幅な増額が将来的にできないことが明らかであれば、法的措置を検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p> ② 法的措置をとらない理由明確化</p> <p> 契約変更を毎年形式的に繰り返している現状は、契約不履行として財産差押等の法的措置へ移行するのを回避しているとしか思えない。財産差押等の法的措置をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p> (c) 担保不足</p> <p> 平成8年に担保物件（土地）は675,451千円と評価されている。地価公示価格の変動率により、平成22年3月末の担保物件の評価額は、平成8年に比して29.3%減少しており、477,544千円と推計される。平成22年3月末の延滞金は1,096,500千円であるから、平成22年3月末にあつては618,956千円の担保不足が生じていることになる。</p> <p> 「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全の手続きをとる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>平成27年6月、重畳的債務引受者に対して貸金請求の訴訟を提起し、平成29年1月に訴訟上の和解が成立した。</p> <p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>平成27年6月、重畳的債務引受者に対して貸金請求の訴訟を提起し、平成29年1月に訴訟上の和解が成立した。</p> <p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>主債務者(重畳的債務引受者)に余剰資産はなく、追加担保の徴求は困難な状況にあつたため、法的措置を講ずることにより、債権の保全を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成 23 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

公共工事等に係る契約(委託契約及び工事請負契約)の事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第5 個別監査事項</p> <p>23 警察本部生活安全部 地域課</p> <p>(1) 監査結果等</p> <p>ア 積算単価(見積単価の決定方法)についての意見</p> <p>予定価格の積算において、見積先(3社)の単価を比較して最も安価な単価を採用している。</p> <p>さらに、予定価格積算に際しては、物件価格は見積先3社の最低金額を採用するとともに、労務費単価は県単価で算定している。</p> <p>このように、警察本部においては、基本的には建築指導課作成の単価表(以下「県単価表」という。)を使用しているが、県単価表に掲載のない警察独自の仕様等のものについては、メーカーにその内容を示し、参考見積書を徴取して最も安価な価格を警察単価としている。</p> <p>このことについて、県に規定がないのでその取扱を明確にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 警察本部地域課)</p> <p>会計規則第154条第2項にあるとおり、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める」とされていることから、規定等によって画一的な取扱いを定めることは困難と考えられ、また、ヘリコプターの設備や部品等は、一般に市販されている物ではないため、機材や部品等の価格は業者の見積もりを参考とする”市場価格方式”を採用せざるを得ないが、指摘の趣旨を踏まえ、今後同様の設備や部品等を調達する際は、業者からの見積もりに加え、他県警での実績を参考にするなど、より適正な予定価格を算出することとする。</p>	<p>措置済み</p>

平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果（総括事項）</p> <p>3 指摘事項及び意見の概要</p> <p>(3) 貸付金その他</p> <p>ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業</p> <p>財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>経営改善計画に基づく取組及び進捗状況については、分収造林事業の契約者である土地所有者に対して定期的に書面を配布したり、随時ホームページで情報提供している。</p>	措置済み
<p>第4 個別監査結果</p> <p>2 農林水産部 農林水産政策課</p> <p>(3) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ウ) 山口県の木材価格は下落を続けており、直近の価格を前提とした場合、予想される木材販売収入のみでは県からの貸付金 20,951 百万円及び貸付金利息の未収金 10,813 百万円（平成 23 年度末）が回収できなくなる事態が想定される。</p> <p>これらの損失は財団法人やまぐち農林振興公社が拡大造林の推進、山村地域の振興など公共性の高い目的を実現するため公益法人として設置されたこと、またその運営を県が実質的に行っていること等から県の負担において処理せざるを得ないものと考えられる。</p> <p>このような情報開示を県民に対して行う必要がある。</p> <p>また、財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>経営改善計画に基づく取組及び進捗状況については、分収造林事業の契約者である土地所有者に対して定期的に書面を配布したり、随時ホームページで情報提供している。</p>	措置済み
<p>6 農林水産部 畜産振興課</p> <p>(2) 山口の牛づくり推進事業</p> <p>エ 監査結果</p> <p>(ア) 肉用牛改良補完の補助金事業において、指定交配の促進のため、指定交配を受け入れた生産農家に対して報償費を支出している。しかし、「指定交配の報償費」と「とも補償による価格差補填」では制度目的がそれぞれ異なるとの説明であったが、とも補償による価格差補填は行われており、支出する意義に乏しい。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課)</p> <p>「とも補償による価格差補填」は、価格差補填額の精緻化を図るため、平成 28 年 11 月に、直近の待機種雄牛 2 頭産子の子牛市場価格平均と同産子が出荷された子牛市場(平成 27 年 12 月、平成 28 年 1 月、6 月、9 月の 4 市場)全体の平均価格</p>	措置済み

また、とも補填による価格補填についてその価格を1頭当たり4万円としているが、直前平均価格差は3万5千円であり、補償価額の精緻化を進めることが必要と考える。

【意見】

との価格差を確認した。

なお、「指定交配の報償費」については平成27年度を以て廃止した。

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>6 商工労働部 交通政策課</p> <p>(5) 地方バス路線運行維持対策事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>(ア) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件として次のように定められている。</p> <p>a 複数市町にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は平成13年3月31日における市町の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。</p> <p>b キロ程が10km以上のもの。 これらの広域要件や距離要件は、国庫事業の補助金の要件と相違しているため、国庫事業の要件と整合させ、路線の効率化を促進させるよう県として指導する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) 山口県生活バス路線対策事業費補助金の要件の一つとして、利用者基準があり、1日当たりの輸送量が1～150人のものと定められている。この利用者基準では、1日当たりの輸送量が1人でも助成が受けられるため、この利用者基準の引き上げを行って、利用者の少ない路線の見直しを事業者が促進するよう図る必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>平成28年9月26日に補助金交付要綱を改正し、国庫事業の要件との整合を図った。</p> <p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>平成28年9月26日に補助金交付要綱を改正し、利用者基準を引き上げるとともに、公共交通網形成計画の策定により市町と事業者による路線の見直しが促進されるよう図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>9 商工労働部 関連団体</p> <p>(6) 山口宇部空港ビル株式会社</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(イ) 山口宇部空港ビル株式会社は子会社である山口宇部空港ビルサービス株式会社の株式を所有している。株式所有比率は、52.5%であるが、残りの発行済株式は、山口宇部空港ビルサービス株式会社が自社株式として保有しているため、実質的には100%子会社である。</p> <p>平成25年3月期の決算書においては、資産133,505千円のうち124,225千円を現金預金で保有している。</p> <p>会社は、山口宇部空港ビル株式会社から清掃業務、</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>山口宇部空港ビルサービス(株)は、その取引や支払のほとんどを現金決済としており、また、多くの現業社員によるサービスを業としていることから、その体質に合わせ、一定程度の現金を保有し、できる限り流動性も保っておく必要がある。</p> <p>これも踏まえて検討を重ねた結果、平成</p>	<p>措置済み</p>

施設管理業務、空港内ビルの警備業務及びアネックスビル前貨物エリアの立哨警備業務及び山口県から空港消防隊業務を受託しているが、基本的には、これらの受託業務においては設備投資資金の必要性はないものと考えられる。親会社として、この資金の有効利用を図るよう検討する必要があるものとする。

【意見】

29年6月に、山口宇部空港ビルサービス(株)から山口宇部空港ビル(株)に対して、近年の空港施設整備に係る協力金として30,000千円を配当し、山口宇部空港ビル(株)の設備投資資金として活用することとした。

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>4 公益財団法人山口県きらめき財団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について</p> <p>ア 助成事業の審査方法について</p> <p>助成金対象の申請事業についての審査手続きは「きらめき活動助成事業書類審査要領」に定められている。審査委員は5名であり、各審査委員がA～Cまでの評価を行う方法で審査を行い、要領4(2)に定める総合評価により適、不適、検討という3段階の区分けを行い、検討と判断されたものは審査会で検討されることとなっている。</p> <p>各審査委員がA～Cまでの評価を行う際に最終的には属人的判断に依拠する部分が多く、各審査委員の評価が抽象的であり客観性に乏しいと見られかねない(量的判断基準が無いため何故A評価なのかといった点が不透明になり易い)。少なくとも、評価項目を加点方式もしくは減点方式等により、定量的に判断出来るようにすべきである。この方式により、一定得点以上は採択するという決め事を規定しておけば、検討という場合の審査会を改めて開催する必要がなくなり、効率化されと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>9 一般財団法人山口県国際総合センター</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について</p> <p>ウ 預り保証金について</p> <p>(イ) 一般会計の流動資産に繰入れられた保証金は、一般会計の特定資産である「財政安定積立資産」135,000千円の原資の一部となっている。この「財政安定積立資産」は山口県貿易ビルの解体費用に充てるために積立しているとの事であり、必要額などについては理事会等に報告されているものの、具体的な金額や実施時期について議論された実績はない。また名称についても「財政安定」という曖昧なものであり、その名称からは特定の目的が判断できない。特定資産とは、特定の目的のために理事会等の承認に基づいた繰入計画に従って積立保有する資産であり、原則として、目的外</p>	<p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>評価に客観性を持たせるため、平成 28 年度の助成事業の審査に当たっては、①合目的性、②実効性、③主体性、④先見性(モデル性)⑤広域性の5項目を評価ポイントとして掲げ、平成 29 年度からは、この評価項目等を得点化し、定量的評価を導入した。</p> <p>(主務課・室 商工労働部新産業振興課)</p> <p>平成 27 年 3 月定例理事会において、預かり保証金引当資産を平成 27 年度予算に計上することの承認を受けた。また財政安定積立資産については、旧ビル解体を平成 35 年度に予定しており、解体費用は約 2 億円を見込みこれに当てることの説明を平成 28 年 3 月定例理事会で行った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

の取崩しを行うことも認められていない。

従って、賃貸事業会計の預り保証金に対応する特定資産の計上を検討すると同時に、会計部門ごとに本来必要な目的資産額と計画的な積立の実施方法を総合的に見直す必要があると考える。

【指摘】

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

イ 賃料の減額を行っている入居者に対する契約の自動更新について

賃料等を減額している入居者に対して平成 25 年度より自動更新しているが、当該入居者との賃貸借契約について平成 24 年度までは収支の状況等の報告を受け、例外的に賃料等を減額して契約していた。しかしながら、賃貸借契約は自動更新するのではなく、入居者が所有する店舗の必要性や収支の状況等を毎期検討したうえで、賃料等の決定を行い、契約を行うことが必要であると考ええる。

【意見】

1 1 山口県漁業信用基金協会

(2) 指摘事項及び意見

② 現物管理について

ア 預金

山口県漁業信用基金協会会計規程 32 条（現金等の管理）において、その第 6 項には預金の条項が規定されているが、当該条項には預金の新規契約を結ぶ際の条文しかなく、預金の管理についての規定がない。実際の業務の運用については、半期に 1 度、残高証明書と預金通帳との照合業務や、預金通帳残高と帳簿残高との残高照合業務を行っており、実際の業務の運用に即した、規程の整備が必要であると考ええる。

【指摘】

イ 有価証券

預金と同様に、山口県漁業信用基金協会会計規程 32 条（現金等の管理）において、7 項には有価証券の条項が規定されているが、当該条項には有価証券の保管に関する条文しかなく、有価証券の残高管理についての規定がない。実際の業務の運用については、残高証明書と帳簿残高との残高照合業務を行っており、実際の業務の運用に即した、規程の整備が必要であると考ええる。

【指摘】

ウ 固定資産、備品

山口県漁業信用基金協会会計規程において、固定資産・備品等の現物管理についての規定が一切整備されておらず、規定の整備が必要であると考えられる。実際の業務の運用については、備品台帳が整備されており、その備品台帳に管理番号や数量の記載があり、現物には管理番号を記載した管理シールの貼付がなされ、資産を特定したうえで、数量の管理等、一定の管理はなされていた。しかし、備品台帳と現物との実地調査を行ったが、

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

平成 27 年 8 月の契約更新にあつては、平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月までの月次収支計算書の提出を受け、損益の分析を行い契約内容を決定した。平成 28 年以降も同様の方法により契約を行っている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成 29 年 8 月 1 日付けで「余裕金運用に関する管理要領」を策定した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成 29 年 8 月 1 日付けで「余裕金運用に関する管理要領」を策定した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成 29 年 8 月 1 日付けで「固定資産管理要領」を策定した。

措置済み

備品台帳に記載されている数量と現物の数量が一致しないものや、備品台帳に記載の管理番号と現物に貼付している管理シールの管理番号が一致しないものなどの不備が検出された。一致しないものについては、早急に検証し、対応することが望ましいと考える。

また、リース契約に基づいてパソコン等を使用しており、備品として資産に計上されるものではないが、備品等に準じて台帳を整備し、当該物品に管理シールを貼付し管理を行うことが必要であると考え。

資産が実際に存在し、利用されていることを確かめるためには、毎年 1 回は台帳と現物との照合を行う必要があり、まずは規程を整備し、規程に基づいた業務の運用を行うことにより、資産の実在性を担保することが必要であると考え。

【指摘】

エ 預金及び有価証券の運用について

山口県漁業信用基金協会会計規程 別紙 10 預金及び有価証券運用細則により規程が整備され、預金及び有価証券の運用についての業務が実施されている。預金及び有価証券の運用は当協会においては経常収益 99,802 千円のうち 42,891 千円と経常収益の 42.9%を占めるほどの重要な業務である。そのため、預金・有価証券運用委員会において預金及び有価証券の運用方針を每期決定し、それに基づいて運用を行っている。しかし、預金及び有価証券運用細則には「運用方針を決定し、それに基づいて運用する。」と判断できるような条項が見受けられなかった。実際の業務の運用に即した規程を整備することが必要であると考え。

また、預金・有価証券運用委員会の開催時期についてであるが、年度によって、3 月中に開催される年度もあれば、4 月中に開催される年度もある。年度の運用方針を決定する重要な委員会であり、新しい年度が始まっている 4 月に開催されることは適切であるとはいえず、翌年度の運用方針は前年度中に行うことが望ましいと考える。

【意見】

1 3 一般社団法人無角和種振興公社

(2) 指摘事項及び意見

④ 契約について

ウ 雇用契約書等の作成について

牧場長のみが正職員であるが、たとえ一人であったとしても雇用契約書、就業規則、給与規程等の作成は必要であり、しかも、実態に合った規程の作成が必要と思われる。

【意見】

1 8 公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

(2) 指摘事項及び意見

② 現物管理について

ア 現金預金について

現在、現金日計表、現金金種表を作成している。小口現金の残高を毎月 5 万円に合わせているが(定額資金前

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課)

指摘の趣旨を踏まえ、平成 29 年 8 月 1 日付けで「余裕金運用に関する管理要領」を策定した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)
平成 29 年 4 月に、職員との雇用契約書を作成した。

措置済み

(主務課・室 警察本部警察組織犯罪対策課)

小口現金については、5 万円を限度として「随時補給法」に改め、「小口現金

措置済み

渡法)、逆に手間が掛かるため、特別に行う必要性はないと考える。

また、会計処理規程の整備状況に不備があり、現在の実際の業務の運用と整合していないものが散見されるため、規程の見直しが必要である。例えば、現金の確認について、規定19条で「出納責任者が毎日、確認する」となっているが、現実的に毎日とは困難なため「現金が動いたときに確認する」等に変更する。また、預貯金の残高確認では、規定19条2項で「月1回、預貯金の残高証明を確認する」とあるが、現実的に不可能であり、手数料もかかってくることから、「年1回の確認とする」として、各月末では、通帳残高と帳簿残高を確認することで良いと思われる。

【意見】

金種表」を作成して出納の都度、残高と照合・確認することにより事務の合理化を図るとともに、現在の業務運用との整合性を図るために、会計処理規程第19条の改正（現金残高と出納簿残高の照合を毎日から月1回に、また、残高証明書の残高と帳簿残高の照合を月1回から年1回にそれぞれ変更）について、平成28年度通常理事会において承認された。

平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について</p> <p>(3) 鳥獣保護員の選任状況の改善について 設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として 25 歳以上 65 歳未満（但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。）と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた 78 歳の人もある。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であるとする。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。 【意見】</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>Ⅲ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全</p> <p>2 鳥獣被害防止対策事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>② ニホンジカ個体数調整に対する鳥獣被害防止対策事業の有効性について 若手担い手者数の確保について県では目標人数は設定していないが、年度ごとの達成率を判断するため目標値を設定すべきである。 【意見】</p> <p>4 鳥獣保護区等設置事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>③ 鳥獣保護員に対する研修計画について 各農林事務所管内の実情に応じ開催しているが、継続更新に該当する鳥獣保護員が多数を占めることから、内容に重複する事項も多く、研修計画に沿った実施とはなっていないのが現状である。従って、研修計画については、所期の目的が十分達成されることを前提に、実態に合致するよう次期の鳥獣保護管理事業計画の策定時に、見直しを行う必要がある。 【指摘】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部自然保護課) 狩猟者の高齢化が進み、65 歳未満の者からの選任が困難である状況を踏まえ、任命要件の年齢規定を撤廃し、幅広い人選が可能となるよう平成 29 年 2 月 1 日付けで設置要綱の改正を行った。 また、県費の固定化を防ぐとともに、後継者の育成を図る観点から、設置要綱に在任期間の上限に係る条項を追加した。</p> <p>(主務課・室 環境生活部自然保護課) 若手 (60 歳未満) の狩猟免許所持者の割合を平成 33 年度までに 40%程度とすることとした。</p> <p>(主務課・室 環境生活部自然保護課) 第 12 次鳥獣保護管理事業計画 (計画期間：H29. 4. 1～H34. 3. 31) では研修の回数を「年 1 回程度」とし、新規の鳥獣保護員を任命した場合等、必要に応じて開催するよう改正を行った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

④ 鳥獣保護員の選任状況の改善について

設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として 25 歳以上 65 歳未満（但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。）と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた 78 歳の人もある。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であるとする。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。

【意見】

(主務課・室 環境生活部自然保護課)

狩猟者の高齢化が進み、65 歳未満の者からの選任が困難である状況を踏まえ、任命要件の年齢規定を撤廃し、幅広い人選が可能となるよう平成 29 年 2 月 1 日付で設置要綱の改正を行った。

また、県費の固定化を防ぐとともに、後継者の育成を図る観点から、設置要綱に在任期間の上限に係る条項を追加した。

措置済み